

ふるさと納税新制度スタート

総務省の統計によると、2017年度にはふるさと納税の利用者が約300万人に達するなど、ふるさと納税は年々注目を集めています。かわら版2月号でふるさと納税の見直しが行われると紹介させていただいた後、見直し内容が決定しました。2019年6月より始まりますので新制度の内容と、改めてふるさと納税のメリット等を併せてご紹介します。

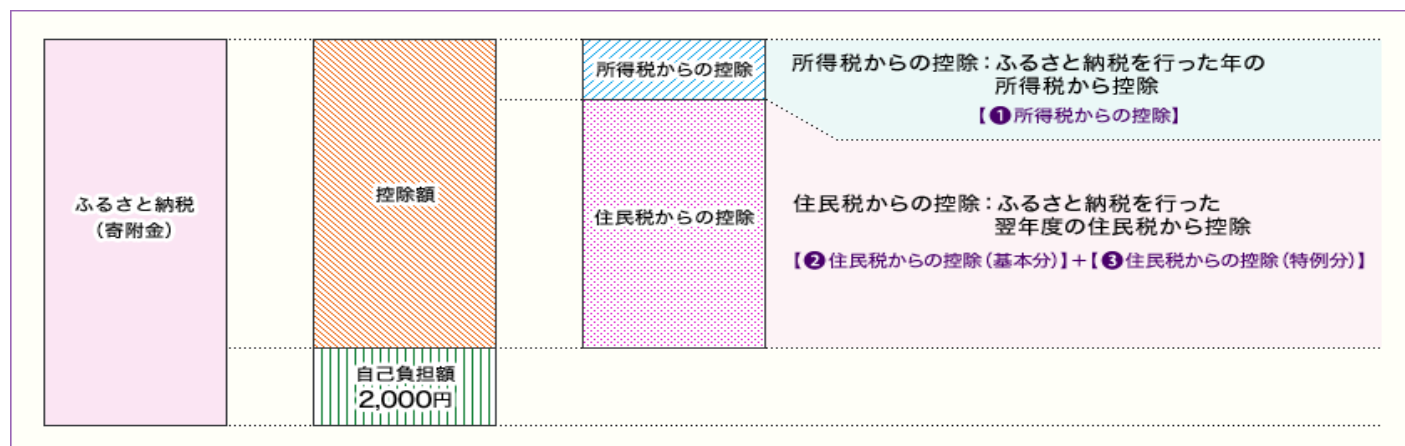
◆新制度

ふるさと納税の対象となる自治体を総務省が指定する制度に変更となりました。その条件として、①返戻品の返戻割合を3割以下とする事②返戻品を地場産品とすること、としました。また、自治体がこれらの基準に適合しない返戻品を送った時は、総務省は指定を取り消せるとされています。

◆対象外市区町村

先月、総務省が大阪府泉佐野市、静岡県小山町、和歌山県高野町、佐賀県みやき町のふるさと納税新制度の参加を認めない事を正式に発表しました。これらの市区町村は、返戻割合を3割以下とする事や、地場産品に限定するといった基準に合わない過度な返戻品を送り、著しく多額の寄付を集めていたと判断され除外されたようです。2017年度の寄付金受入額において、泉佐野市は1位、佐賀県みやき町は4位となっており、多くの方に影響がでることが予想されます。2019年6月以降はこれらの市区町村に寄付しても税額控除が受けられませんので、注意が必要です。再認定は早くても来年10月になるようです。

◆改めて、ふるさと納税を利用する税務上のメリットとは



出典：総務省ふるさと納税ポータルサイト「ふるさと納税のしくみ・税金の控除について」

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

ふるさと納税を行うメリットとしては、上記にあるように、寄付した金額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から全額が控除されます。この控除を受けるためには、原則としてふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要があります。

一方、確定申告を行わなくても税額控除が受けられる、ワンストップ特例制度もあります。ワンストップ特例制度を利用できる条件は、寄付先が5か所以内であることと、寄付した自治体に特例申請書を発行してもらうことです。該当する方は、こちらを利用すると確定申告をする手間が省け便利です。

ただし、控除額は所得によって変わり、上限もあります。寄付金額がいくらまでなら返戻品の負担が実質2,000円ですむのかは、ふるさと納税の関連サイトでシミュレーションできますし、弊所でも承っています。税額控除を最大限受けるためにも、まずふるさと納税の関連サイトでシミュレーションをし、寄付額の目安を把握しておくことをお勧めします。寄付をして税額控除を受けられなければ本末転倒です。

ふるさと納税に関して、ご質問等ありましたらお気軽に担当者までお尋ねください。

(文責 岡崎 優一)